

東農第1438号
令和7年11月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	鈴 (鈴町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域の担い手が減少している。幸い現在は地域外の認定農業者にて耕作をしてもらっている。
- ・耕作者が高齢化している、また認定農業者も貸借条件によるので いつまで現状が確保できるか不安。
- ・山間地区は獣害、水利の条件悪化の為、今後耕作を継続することは負担が大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域ごとに耕作者を集約し、耕作の効率化を図る。
(将来的には集落北側は〇〇〇〇、山田山ノ下地区・集落東側は〇〇〇〇に集約する)
- ・水稻、麦、大豆、野菜を中心に栽培を今後も継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3)基盤整備事業への取組方針

大規模な基盤整備は完了していると考える。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

近隣集落との連携、地域外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として位置付ける。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

共同防除、乾燥業務を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

⑦水田として活用が困難な農地については粗放的管理の検討を行う。

⑧農道等の農業施設の維持管理を行っていく。